

混合介護について

混合介護とは

介護保険内サービスと保険外サービスを併せて提供することを混合介護といいます。保険外サービスの典型的なものは、支給限度額を超えた分（上乘せサービス）と給付対象ではないサービス（横出しサービス）があります。また、利用者以外の家族へのサービスの提供なども含みます。

混合介護は、介護保険内サービスと介護保険外サービスを違う時間帯に提供することと、同時帯に一体的に提供することの二つに分類できます。前者は、認められていますが、後者は認められていません。現在議論されているのは、後者を解禁すべきかという問題です。

しかし、介護保険法や省令では、上記の同時一体的なサービスの提供は禁止されているわけではありません。厚生労働省の課長通知で、「介護保険内のサービスと保険外のサービスは明確に区分すること」となっているだけです。この「明確に区分すること」が具体的な基準等がなくあいまいなため、行政指導という形で認められていないというのが実態です。

これに対し、医療保険では、保険診療と保険外の自由診療の併用である混合診療は、個室料や一部の高度医療を除き、厚生労働省令により明確に禁止されています。

<混合介護の具体例>

- ・訪問介護提供時に、本人だけでなく家族の食事や洗濯を同時に行う。費用は、介護保険の自己負担分を含む事業者の設定する金額を支払う。
- ・デイサービス利用時に、買い物に職員が同行する。同行料金は別途全額支払う。
- ・介護スキルの高いヘルパー、健康づくりなどの知識、スキルを有するヘルパーの指名料、繁忙期の上乗料金を事業者が設定する。

※保険単位数の配分方法、同一時間内での保険内サービスと保険外サービスの割り振りなど課題は多い。

混合介護のメリットとデメリット

<メリット>

(利用者)

- ・サービスの多様化により、自分に合ったサービスが受けられる
- ・競争が促されるので、介護業界全体のサービスの質が向上する

(事業者)

- ・介護保険以外からの収入を得られ、経営の安定化が図れる
- ・上記の収入を人件費に回すことにより、介護職員の処遇が改善され、介護人材を確保しやすくなる

<デメリット>

(利用者)

- ・価格の自由化により、介護サービスの価格が上昇する恐れがある
- ・サービスや価格が複雑化することにより、それらが適切かどうかの判断が難しくなる可能性がある
- ・所得や資産の少ない高齢者は、十分な介護が受けられない可能性がある

(事業者)

- ・介護保険外サービスの開発や営業・PRなどの面で負担が重くなる可能性がある
- ・介護保険内と保険外の線引きやその管理が煩雑になる可能性がある

混合介護をめぐる最近の動き

昨年後半から、混合介護が注目を集めています。その背景にあるのが、伸び続ける介護費用を抑えるための介護報酬の削減と介護給付の抑制策です。国は、利用者が介護給付を受けられなくなった分を、市町村の地域支援事業と共に、全額自己負担の保険外サービスで賄おうとしています。介護事業者も、縮小する介護保険収入を保険外サービスによる収入で補おうとしています。

また、国は保険外サービスを新たな産業として育成し、これまでとは異なる民間企業の参入も目指しています。

このように現在の混合介護をめぐる議論は、利用者の視点に欠けている面があります。

混合介護解禁に向けての口火を切ったのは、2016年9月の公正取引委員会の「介護分野に関する調査報告書」です。この中で、介護保険内サービスと介護保険外サービスの同時一体の提供を可能にすることと、利用料金の自由化を求めました。

翌10月には、政府の規制改革推進会議において、今後のテーマの一つに介護サービスの多様化を上げ、混合介護を促進する議論が本格的にスタートしました。

2017年2月に公開ディスカッションが行われ、規制改革推進会議は、保険サービスと保険外サービスの柔軟な組み合わせを求めましたが、厚生労働省は、利用者負担の不当な拡大、介護保険制度の理念である自立支援・重度化防止の阻害などを理由に、慎重な姿勢を崩しませんでした。また、ルールを明確にするガイドラインの作成についても、検討するという事に留めました。

混合介護の今後の動き

現在、混合介護は、厚生労働省だけの問題ではなく、政府全体の課題になっています。本年6月ごろに、政府は混合介護解禁に関する方向性を固める予定です。

<東京都・豊島区の動き>

東京都は、豊島区で国家戦略特区を活用した混合介護のモデル事業を行うことを政府に申し入れ、現在調整中です。2017年度から運用の準備を始め、2018年度にスタートの予定です。

国家戦略特区とは、国が一部地域を指定して規制の特例措置を施し、メリット、デメリットを整理し、規制緩和を実証的に検証する制度です。今回豊島区の混合介護で規制緩和に大きな問題がないことが実証されれば、全国的に規制が緩和されることが予想されますが、多くの課題があり、実現するまでには時間を要すると思います。